

【 医 療 保 険 別 紙 】

<基本利用料金について>

指定訪問看護（医療保険）を提供した場合の料金（基本療養費）の額は、費用に要した額の1割～3割の支払いを受けるものとする。

但し、一定以上の所得者又は、生活保護世帯等公費受給者証をお持ちの場合は、利用者が提示する国保・後期高齢者医療保険者証等、各種受給者証等で確認するものとする。

【訪問看護基本療養費】

	訪問看護実施者の職種	訪問看護基本療養費の額 (厚生労働大臣が定める疾病等の利用者の場合、急性増悪等により特別指示書が交付された利用者の場合)	
基本療養費 (I)	保健師・助産師・看護師による場合	週3日目まで 1日につき 5,550円 週4日目以降 1日につき 6,550円	
	准看護師による場合	週3日目まで 1日につき 5,050円 週4日目以降 1日につき 6,050円	
	緩和ケア・褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門看護師による場合	同1日に訪問 12,850円	
	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による場合	1日につき 5,550円	
基本療養費 (II)	同一建物居住者に対して、訪問看護を行った場合：訪問看護療養費 (I) を算定する日と合わせて週3日を限度とし、下記の訪問看護療養費 (II) を算定する。		
	保健師・助産師・看護師による場合	同一日に2人まで 週3日目まで1日につき 5,550円 週4日目以降1日につき 6,550円	同一日に3人以上 週3日目まで1日につき 2,780円 週4日目以降1日につき 3,280円
	准看護師による場合	同一日に2人まで 週3日目まで1日につき 5,050円 週4日目以降1日につき 6,050円	同一日に3人以上 週3日目まで1日につき 2,530円 週4日目以降1日につき 3,030円
	緩和ケア・褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門看護師による場合	同1日に2人訪問 12,850円	
	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による場合	同1日に2人訪問 5,550円 同1日に3人以上訪問 2,780円	
基本療養費 (III)	入院中に利用者の試験外泊時に訪問看護を行った場合 外泊日につき 8,500円 (入院中1回、但し基準告示第2の1に規定する疾病等の利用者は2回)		
管理療養費	厚生労働大臣の定めた基準に適合し、利用者への訪問看護実施に関する計画的な管理を行った場合		

	<p>1日目=1日につき 7,670 円</p> <p>2日目以降=1日につき 3,000 円 (管理療養費Ⅰ)</p> <p>2日目以降=1日につき 2,500 円 (管理療養費Ⅱ)</p>
24 時間対応体制加算	<p>利用者又はその家族に対して、24 時間の対応体制が必要な場合</p> <p>【1月につき 6,800 円】</p>
緊急訪問看護加算	<p>利用者・家族等の求めに応じて主治医の指示により緊急の訪問看護を行った場合【1日1回に限り月14日目まで 2,650 円、月15日目以降 2,000 円】</p>
乳幼児加算	<p>6歳未満の乳幼児に対し、訪問看護行った場合【1日につき 1,300 円】</p> <p>【別に厚生労働大臣が定める者に該当する場合 1,800 円】</p>
特別管理加算	<p>厚生労働大臣の定めた基準に適合し、特別な管理を必要とする利用者に対して、訪問看護を行った場合【1月につき 2,500 円又は 5,000 円】</p>
特別管理指導加算	<p>退院後、特別な管理が必要な者に対して、医療機関の(保険医)等の指示を受けた看護師等が退院時共同指導を行った場合【退院時共同指導加算に追加して1月につき 2,000 円】</p>
退院支援指導加算	<p>厚生労働大臣の定める状態等にある利用者及び、診療により、退院当日の訪問看護が必要であると認められた者に対して、退院するにあたって医療機関以外から療養上必要な指導を行い、退院日の翌日以降初日の訪問看護を行った場合【1回に限り 6,000 円】【別に厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要するものに対し、長時間にわたる療養上必要な指導を行ったときにあつては、8,400 円】</p> <p>但し、退院日以降の初回の訪問看護が行われる前に死亡または再入院した場合も加算となる。</p>
退院時共同指導加算	<p>入院中又は入所中の利用者が、その退院又は退所に当たって当該訪問看護ステーションの看護師が主治医又は医療機関等の職員と共同し、利用者に対して在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文章により提供し、初日の訪問看護が行われた場合【1回に限り 8,000 円】(但し、基本告示第2の1に規定する疾病等の利用者は2回迄)</p>
在宅患者連携指導加算	<p>利用者の同意を得て、訪問診療を実施している医療機関、歯科、薬局と文章等により情報共有を行い、看護師がそれをふまえて療養上の指導を行った場合【月1回に限り 3,000 円】</p>
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	<p>訪問看護ステーションの看護師等が在宅での療養を行っている利用者で、通院が困難な者の状態の急変等に伴い、当該利用者の主治医の求めにより、訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局の保険薬剤師又は居宅介護支援事業所の介護支援専門員もしくは相談支援専門員と共同でカンファレンスに参加し、共同で療養上必要な指導を行った場合【月2回に限り 2,000 円】</p>

<p>難病等複数回訪問加算</p>	<p>厚生労働大臣が定める疾病等又は、特別訪問看護の交付を受けた利用者に対して、1日2回以上の訪問を行った場合。</p> <p>1日2回の場合</p> <p>(1) 同一建物内1人 =4,500円</p> <p>(2) 同一建物内2人 =4,500円</p> <p>(3) 同一建物内3人以上 =4,000円</p> <p>1日3回以上の場合</p> <p>(1) 同一建物内1人 =8,000円</p> <p>(2) 同一建物内2人 =8,000円</p> <p>(3) 同一建物内3人以上 =7,200円</p>
<p>複数名訪問看護加算</p>	<p>同一建物内において、複数名訪問看護加算又は複数名精神科訪問看護加算（同時に指定訪問看護を実施する職種及び1日当たりの回数の区分が同じ場合に限る）を同一日に算定する利用者の人数に応じて算定する。</p> <p>同時に複数の看護師等による訪問看護が必要な者に対し、当該訪問看護ステーションの他の看護師等と同時に訪問看護を行うことについて利用者又はその家族等の同意を得て訪問看護を行った場合。</p> <p>看護師等（週1回）</p> <p>同一建物内1人 =4,500円</p> <p>同一建物内2人 =4,500円</p> <p>同一建物内3人以上 =4,000円</p> <p>准看護師（週1回）</p> <p>同一建物内1人 =3,800円</p> <p>同一建物内2人 =3,800円</p> <p>同一建物内3人以上 =3,400円</p> <p>その他職員※（週3回[別に厚生労働大臣が定める場合を除く]）</p> <p>同一建物内1人 =3,000円</p> <p>同一建物内2人 =3,000円</p> <p>同一建物内3人以上 =2,700円</p> <p>その他職員※（別に厚生労働大臣が定める場合）</p> <p>(1)1日1回の場合</p> <p>同一建物内1人 =3,000円</p> <p>同一建物内2人 =3,000円</p> <p>同一建物内3人以上 =2,700円</p> <p>(2)1日2回の場合</p> <p>同一建物内1人 =6,000円</p> <p>同一建物内2人 =6,000円</p>

	<p>同一建物内 3 人以上 =5,400 円</p> <p>(3)1 日 3 回以上の場合</p> <p>同一建物内 1 人 =10,000 円</p> <p>同一建物内 2 人 =10,000 円</p> <p>同一建物内 3 人以上 =9,000 円</p> <p>※その他職員とは他の看護師等又は看護補助者をいう。</p>
早朝・夜間深夜加算	<p>早朝・夜間（6 時～8 時・18 時～22 時）1 回につき 2,100 円</p> <p>深夜（22 時～翌朝 6 時）1 回につき 4,200 円</p>
長時間訪問看護加算	<p>厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対し、1 回の訪問看護の時間が 90 分を超えた場合、1 人の利用者に対して週 1 回に限り（厚生労働大臣が定める 15 歳未満の者の場合は週 3 回）所定額に 5,200 円を加算する。</p>
看護・介護職員連携強化加算	<p>喀痰吸引等指定行為業務を実施する介護職員等へ訪問看護ステーションが支援を行った場合【月 1 回に限り 2,500 円】</p>
専門管理加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの緩和ケア、褥瘡ケア若しくは人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研究を受けた看護師又は保険助産師看護師法指定医療機関において行われる研修を修了した看護師が、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合【月 1 回に限り 2,500 円】</p>
情報提供療養費	<p>情報提供療養費 1</p> <p>市町村からの求めに応じ、厚生労働大臣が定める疾病等の利用者に係る保険福祉サービスに必要な情報を提供した場合【月 1 回に限り 1,500 円】</p> <p>情報提供療養費 2</p> <p>厚生労働大臣が定める疾病等の利用者の通園、通学の当該保育所等からの求めに応じて情報提供をした場合【各年度 1 回 1,500 円】</p> <p>入園、入学もしくは転園、転学等により当該保育所等に初めて在籍することとなる月については、月 1 回に限り 1,500 円</p> <p>情報提供療養費 3</p> <p>保険医療機関等に入院・入所にあたり、主治医に訪問看護に係る情報提供した場合【月 1 回に限り 1,500 円】</p>
ターミナルケア療養費	<p>在宅で死亡した者、又は特別養護老人ホーム等で死亡した者、(24 時間以内に在宅以外又は特別養護老人ホーム等以外で死亡した者を含む) に対して、主治医の指示により、死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 回以上訪問看護を実施し、訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について、利用者及びその家族に対して説明した上で、ターミナルケアを行った場合。</p> <p>(在宅又は特別養護老人ホーム等で死亡)</p> <p>訪問看護ターミナルケア療養費 1 25,000 円</p>

	(特別養護老人ホーム等において看取り加算の算定がない場合) (特別養護老人ホーム等で死亡) 訪問看護ターミナルケア療養費2 10,000 円 (特別養護老人ホーム等において看取り加算の算定がある場合)
医療 DX 情報活用加算	オンライン資格確認により、利用者の診療情報を取得した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合【月に1回に限り50円】
ベースアップ評価料(Ⅰ)	訪問看護ステーションが主として医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制にある場合に、訪問看護管理療養費を算定している場合、利用者1人につき【月に1回に限り780円】

※その他、訪問看護ステーションにエンゼルケアを依頼した場合、その費用として15,000円(税別)を別途に徴収いたします。なお、医療保険適用外となっておりますので、全額自己負担になります。

以下余白

【精神科訪問看護基本療養費】

	訪問看護実施者の職種	精神科訪問看護基本療養費の額 精神障害を有する者で主治医から精神科訪問看護指示書の交付を受けた者	
精神科基本療養費 (I)	保健師・看護師又は 作業療法士の場合	週3日目まで 30分未満	1日につき 4,250円
		30分以上	1日につき 5,550円
	週4日目以降	30分未満	1日につき 5,100円
		30分以上	1日につき 6,550円
准看護師の場合	週3日目まで	30分未満	1日につき 3,870円
		30分以上	1日につき 5,050円
	週4日目以降	30分未満	1日につき 4,720円
		30分以上	1日につき 6,050円
精神科基本療養費 (III)	保健師・看護師又は 作業療法士の場合	同一建物居住者に対して、訪問看護を行った場合：精神科訪問看護療養費（I）を算定する日と合わせて週3日を限度とし、下記の精神科訪問看護療養費（III）を算定する。	
		同1日に2人まで	同1日に3人以上
		週3日目まで	週3日目まで
		30分未満 1日につき 4,250円	30分未満 1日につき 2,130円
		30分以上 1日につき 5,550円	30分以上 1日につき 2,780円
		週4日目以降	週4日目以降
准看護師の場合	30分未満 1日につき 5,100円	30分未満 1日につき 2,550円	
	30分以上 1日につき 6,550円	30分以上 1日につき 3,280円	
	同一日に2人まで	同一日に3人以上	
	週3日目まで	週3日目まで	
	30分未満 1日につき 3,870円	30分未満 1日につき 1,940円	
	30分以上 1日につき 5,050円	30分以上 1日につき 2,530円	
精神科基本療養費 (IV)		週4日目以降	週4日目以降
		30分未満 1日につき 4,720円	30分未満 1日につき 2,360円
		30分以上 1日につき 6,050円	30分以上 1日につき 3,030円
		入院中に利用者の試験外泊時に訪問看護を行った場合【外泊日につき8,500円】（入院中1回を限度）	
複数名精神科 訪問看護加算		同一建物内において、複数名訪問看護加算又は複数名精神科訪問看護加算（同時に指定訪問看護を実施する職種及び1日当たりの回数の区分が同じ場合に限る）を同一日に算定する利用者の人数に応じて算定する。	
		同時に複数の看護師等による精神科訪問看護が必要な者に対し、当該訪問看護ステーションの他の看護師等と同時に精神科訪問看護を行うことについて利用者又はその家族等の同意を得て訪問看護を行った場合。 看護師等	

	<p>1日1回の場合</p> <p>同一建物内1人 = 4,500円</p> <p>同一建物内2人 = 4,500円</p> <p>同一建物内3人以上 = 4,000円</p> <p>1日2回の場合</p> <p>同一建物内1人 = 9,000円</p> <p>同一建物内2人 = 9,000円</p> <p>同一建物内3人以上 = 8,100円</p> <p>1日3回以上の場合</p> <p>同一建物内1人 = 14,500円</p> <p>同一建物内2人 = 14,500円</p> <p>同一建物内3人以上 = 13,000円</p> <p>准看護師</p> <p>1日1回の場合</p> <p>同一建物内1人 = 3,800円</p> <p>同一建物内2人 = 3,800円</p> <p>同一建物内3人以上 = 3,400円</p> <p>1日2回の場合</p> <p>同一建物内1人 = 7,600円</p> <p>同一建物内2人 = 7,600円</p> <p>同一建物内3人以上 = 6,800円</p> <p>1日3回以上の場合</p> <p>同一建物内1人 = 12,400円</p> <p>同一建物内2人 = 12,400円</p> <p>同一建物内3人以上 = 11,200円</p> <p>看護補助者又は精神保健福祉士</p> <p>同一建物内1人 = 3,000円</p> <p>同一建物内2人 = 3,000円</p> <p>同一建物内3人以上 = 2,700円</p>
精神科複数回訪問加算	<p>1日2回の場合</p> <p>同一建物内1人 = 4,500円</p> <p>同一建物内2人 = 4,500円</p> <p>同一建物内3人以上 = 4,000円</p> <p>1日3回以上の場合</p> <p>同一建物内1人 = 8,000円</p> <p>同一建物内2人 = 8,000円</p>

	同一建物内 3 人以上 =7,200 円
精神科緊急訪問看護加算	利用者・家族等の求めに応じて主治医の指示により緊急の訪問看護を行った場合【1 日 1 回に限り月 14 日目まで 2,650 円】【月 15 日目以降 2,000 円】
精神科重症患者支援管理連携加算	月 1 回に限り 8,400 円又は 5,800 円（6 か月を限度）
早朝・夜間・深夜加算	早朝・夜間（6 時～8 時・18 時～22 時）1 回につき 2,100 円 深夜（22 時～翌朝 6 時）1 回につき 4,200 円
長時間精神科訪問看護加算	厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対し、1 回の訪問看護の時間が 90 分を超えた場合、1 人の利用者に対して週 1 回に限り（厚生労働大臣が定める 15 歳未満の者の場合は週 3 回）所定額に 5,200 円を加算する。

【その他】

項 目		料 金
交通費	1 日につき ※やむをえず公共交通機関を使えない場合など、タクシーを利用した場合は実費を請求させていただきます。	455 円（外税） ※別途実費

以下余白